『ひとりで学べる乙種第4類危険物取扱者試験　第2版』

正誤表

誠に申し訳ございませんが、本文中に誤りがありました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

ページ数（箇所）	誤	正
p 17（上から 21 行目）	アルコール類、第 4 類石油類、	アルコール類、第 4 石油類、
p 30（上から 9 行目）	～に届けなければなりまん	～に届けなければなりません
p 37（上から 15、16 行目）	（総務大臣指定の市町村長、その他の機関も含む）が行う保安講習を 3 年以内ごとに受講しなければなりません（消防法第 13 条の 23）。	等が行う保安講習を一定期間以内ごとに受講しなければなりません（消防法第 13 条の 23、規則第 58 条の 14）。
p 45（上から 8 行目）	消防法第 12 条の 3 の 2 は～	消防法第 14 条の 3 の 2 は～
p 46（上から 10 行目）	乙種）～	乙・丙種）～
p 114（Q 057 の解説）	危険物取扱者は、3 年以内ごとに保安講習を受講しなければならない。ただし、新たに危険物の取扱作業に従事することとなった場合は、従事した日から 1 年以内に受講しなければならない。	製造所等に従事している危険物取扱者は、保安講習を受講した日以後における最初の 4 月 1 日から 3 年以内に保安講習を受講しなければならない。
p 114（Q057 の解答）	○	×
p 115（Q060 の 1 行目、4 行目）	屋内タンク貯蔵所	屋内貯蔵所
p 184（Q053 の解説）	水素 1 モル（44.8ℓ）	水素 2 モル（44.8ℓ）
p 229（下から 7 行目）	引火点が 25℃未満のもの。	引火点が 250℃未満のもの。
p 238（Q047 の解説）	引火点はガソリン－45℃以下	引火点はガソリン－40℃以下